

2025 年 11 月 28 日

各 位

会社名 株式会社ストライク
代表者名 代表取締役社長 荒井 邦彦
(証券コード：6196 東証プライム)
問合せ先 取締役兼執行役員 中村 康一
(TEL 03-6895-6196)

**(開示事項の変更) 会社分割による持株会社体制移行に伴う吸収分割契約の締結及び
定款の一部変更(商号及び事業目的等の一部変更)に関するお知らせ**

当社は、2025 年 10 月 17 日付「会社分割による持株会社体制移行に伴う吸収分割契約の締結及び定款の一部変更(商号及び事業目的等の一部変更)に関するお知らせ」(以下、「2025 年 10 月 17 日付開示書面」という。)で公表いたしましたとおり、持株会社体制への移行に伴い、当社の商号を 2026 年 4 月 1 日付(予定)で「株式会社ストライクグループ」に変更するとともに、その事業目的を持株会社体制移行後の事業に合わせるべく、定款の一部変更(以下、本定款変更という。)を行うことを決議しております。

このたび、本定款変更につきまして、新たな事業目的を追加するため、変更内容の修正を行うことを本日開催の取締役会にて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、項目番号及び用語は 2025 年 10 月 17 日付開示書面に合わせており、今般新たに追加した事項は網掛けで表示しております。

また、本定款変更は、2025 年 12 月 23 日開催予定の当社定時株主総会決議による承認が得られることを条件に実施いたします。

記

II.定款の変更(商号及び事業目的等の一部変更)

[別紙]

定款変更の内容

(下線部分は現行定款からの変更箇所、今般新たに追加した事項は網掛けで表示)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則 (商号) 第 1 条 当社は、株式会社ストライクと称し、英名で Strike Company, Limited と表示する。	第 1 章 総則 (商号) 第 1 条 当社は、株式会社ストライクグループと称し、英名で Strike Group Co., Ltd.と表示する。

(目的) 第2条 当会社は、次の業務を営むことを目的とする。 1. (記載省略) 2. 企業の合併等の組織再編行為、資本提携、業務提携の仲介及びアドバイザリー業務 3. 企業の事業譲渡及び事業用資産の売買の仲介及びアドバイザリー業務 4. 企業経営、資産運用、事業承継に関する企画の立案並びにコンサルティング (新設) (新設) (新設) (新設) 5. デュー・デリジェンス業務 6. 企業価値の評価 7. 講演会、セミナー等の企画及び開催 8. 書籍、原稿の企画及び執筆 9. 経理事務の代行 10. インターネット等のオンラインを利用した広告 11. 有価証券の投資、売買並びにその他の投資 (新設) (新設) 12. 金融商品取引法に規定する金融商品仲介業 (新設) (新設) 13. 前各号に付帯する一切の業務	(目的) 第2条 当会社は、次の業務(第17号を除く)を営むこと及び次の業務を営む会社(外国会社を含む。)、組合(外国における組合に相当するものを含む。)その他これらに準ずる事業体の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。 1. (現行どおり) 2. 企業の合併等の組織再編行為、<u>事業譲渡</u>、資本提携、<u>業務提携</u>、<u>事業用資産の売買</u>の仲介及びアドバイザリー業務 3. (2. と統合し削除) 3. 企業経営、資産運用、事業承継、<u>事業戦略</u>、<u>企業再生</u>に関する企画の立案並びにコンサルティング業務 4. 市場調査、市場分析、マーケティング情報収集及び分析業務 5. 会計、財務に関するコンサルティング業務 6. 企業の財務内容の調査及びビジネスプランの作成業務 7. 経営指導のための企業管理及び経営受託 8. デュー・デリジェンス業務 9. 企業価値の評価 10. 講演会、セミナー等の企画及び開催 11. 書籍、原稿の企画及び執筆 12. 経理事務の代行 13. インターネット等のオンラインを利用した広告 14. 有価証券の投資、売買並びにその他の投資 15. 投資事業組合財産の保有、管理、運用及び取得等の投資事業 16. 投資に関する調査、研究及びコンサルティング並びに企業への投資の斡旋 17. 金融商品取引法に規定する金融商品仲介業 18. <u>職業紹介事業</u> 19. 前各号に掲げる業務を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理する業務 20. 前各号に付帯する一切の業務
--	---

第3条～第5条（条文省略）	第3条～第5条（現行どおり）
（発行可能株式総数）	（発行可能株式総数）
第6条	第6条
当会社の発行可能株式総数は <u>60,000,000</u> 株とする。	当会社の発行可能株式総数は <u>70,000,000</u> 株とする。
第7条～第37条（条文省略）	第7条～第37条（現行どおり）
附 則	附 則
（監査役の責任免除に関する経過措置）	（監査役の責任免除に関する経過措置）
（記載省略）	第1条（現行どおり）
（新設）	（効力発生日）
	第2条
	第1条（商号）及び第2条（目的）（第18号を除く）の変更は、2025年12月23日開催予定の定時株主総会に付議される吸収分割契約承認の件が原案どおり承認可決されること及び上記吸収分割契約に基づく吸収分割の効力が発生することを条件として、当該吸収分割の効力発生日である2026年4月1日に効力が生じるものとする。なお、本条は、効力発生日をもってこれを削除する。

以上